

# 奈良市公報

第 275 号

平成23年12月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 告 示

- 一般競争入札の実施（2件）……………1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………4
- 放置自転車等の保管……………4
- 開発行為に関する工事の完了……………5
- 住民票の職権消除（2件）……………5
- 住居番号の設定……………5
- 開発行為に関する工事の完了……………5
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……………6
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………6
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……………6
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………7
- 放置自転車等の保管（2件）……………7
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………7
- 総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域の認定……………7
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………7
- 平成23年度被表彰者の氏名等……………8
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………11
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………11
- 町の区域の変更……………12
- 放置自転車等の保管（2件）……………12
- 放置自転車等の処分……………12
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………12
- 一般競争入札の実施（5件）……………13
- 住居番号の変更……………19
- 一般競争入札の実施……………19
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………21
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………21

- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………21
- 放置自転車等の保管……………22

### 監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………22

### 公 営 企 業

- 計量業務の委託……………23
- 一般競争入札の実施（2件）……………23

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………25

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………26
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………26

### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………26
- 農政部会の招集……………26

## 告 示

### 奈良市告示第605号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年11月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項  
公共下水道築造工事（単15）雑司町地内ほか28件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格とは別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
（入札参加者に必要な資格）
  - (1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時  
告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所  
奈良市役所入札室

5 開札の日時  
別表のとおり

6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請  
入札参加を申請する者は、告示日から平成23年11月7日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間  
平成23年11月1日から平成23年11月7日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日  
平成23年11月8日

(3) 入札書の提出期間  
平成23年11月9日から開札日前日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札  
イ 他人のICカードを使用した入札  
ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書  
エ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(5) 入札者の失格

ア 内訳書が添付されていない入札書  
イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札  
ウ 内訳書の日付が開札日でない入札  
エ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札

オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

(6) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(7) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となります。

(5) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約室契約課  
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年11月1日揭示済)

奈良市告示第606号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 脱水ケーキ焼却炉設備点検補修修繕
- (2) 業務場所 奈良市大安寺西二丁目281番地「奈良市衛生浄化センター」
- (3) 業務期間 契約の日から平成24年3月27日までとする。
- (4) 業務概要
  - No.1 脱水ケーキ焼却炉設備  
No.1 汚泥移送コンベア点検補修修繕一式  
バーナー点検補修修繕一式  
苛性ソーダ移送ポンプ取替補修修繕一式  
焼却炉内築炉補修修繕一式
  - No.2 脱水ケーキ焼却炉設備  
バーナー点検補修修繕一式  
洗浄水循環ポンプ取替補修修繕一式  
灰冷却コンベア点検補修修繕一式  
試運転調整一式

<p>(5) 予定価格 16,661千円（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。</p> <p>(2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物し尿処理施設の脱水ケーキ焼却炉設備の補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。</p> <p>(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該業務に1名以上配置できること。</p> <p>ア 清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（実務経験者等）であること。</p> <p>イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成23年11月1日から平成23年12月8日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）</p> <p>(2) 場所</p> <p>奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）</p> <p>4 開札の場所及び日時</p> <p>奈良市役所 入札室</p> <p>平成23年12月9日 午前9時30分</p> <p>5 入札保証金に関する事項</p> <p>入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>6 入札参加申請</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>ア 一般競争入札参加申請書</p> <p>イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した</p>	<p>一般廃棄物し尿処理施設の脱水ケーキ焼却炉設備の補修に元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。（契約書等の写し）</p> <p>ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し又は経歴書（任意様式）</p> <p>エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）</p> <p>オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>(2) 入札参加申請方法</p> <p>平成23年11月1日から平成23年11月14日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。</p> <p>7 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関</p> <p>入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知</p> <p>平成23年11月30日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留</p> <p>(2) 入札書の到達期限 平成23年12月8日</p> <p>(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留</p> <p>(4) 入札回数 1回</p> <p>(5) 郵便入札の無効</p> <p>ア 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札</p> <p>ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札</p> <p>エ 入札書に記名押印のない入札</p> <p>オ 入札金額を訂正した入札</p> <p>カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札</p> <p>キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札</p> <p>ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書</p> <p>ケ 入札書の日付が開札日でない入札</p> <p>コ その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。</p> <p>9 落札者の決定方法</p>
---	--

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約室契約課  
電話 0742-34-4743

(平成23年11月1日揭示済)

奈良市告示第607号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年11月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年11月1日

公共下水道管理者 奈良市  
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成23年11月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市鳥見町四丁目、三碓町、佐紀町及び今市町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
鳥見第2幹線-41	奈良市鳥見町三丁目31	奈良市三碓町2194-1
佐紀幹線-149	奈良市佐紀町2292-2	奈良市佐紀町2055-4
帯解幹線-209	奈良市今市町270-4	奈良市今市町271-2
帯解幹線-210	奈良市今市町230-3	奈良市今市町271-2
帯解幹線-211	奈良市今市町845-51	奈良市今市町845-47
帯解幹線-212	奈良市今市町847-48	奈良市今市町845-47
帯解幹線-213	奈良市今市町847-40	奈良市今市町845-40
帯解幹線-214	奈良市今市町271-2	奈良市今市町271-2
帯解幹線-215	奈良市今市町413-3	奈良市今市町271-2
帯解幹線-216	奈良市今市町845-47	奈良市今市町271-2
帯解幹線-217	奈良市今市町845-40	奈良市今市町271-2
帯解幹線-218	奈良市今市町271-2	奈良市今市町848-4

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成23年11月1日揭示済)

奈良市告示第608号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成23年11月1日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円  
イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市都市整備部都市計画室交通政策課  
電話0742-34-1111代表

(平成23年11月1日揭示済)

奈良市告示第609号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年10月3日 奈良市指令都整開 第11A-18号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年11月1日 第1277号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市古市町1321番1の一部、1322番1の一部、1322番3、1322番4及び1340番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
大和リース株式会社 代表取締役 森田 俊作

(平成23年11月1日揭示済)

奈良市告示第610号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成23年11月2日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成23年11月2日揭示済)

奈良市告示第611号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成23年11月2日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成23年11月2日揭示済)

奈良市告示第612号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年11月4日揭示済)

奈良市告示第613号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年9月30日 奈良市指令都整開 第11A-19号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年11月4日 第1278号

公共施設 平成23年11月4日 第568号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市川久保町6番1、6番2及び6番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町423

ホームケア株式会社 代表取締役 平瀬 守男

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市川久保町6番1の一部

(平成23年11月4日掲示済)

**奈良市告示第614号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
イオンスーパーセンター大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	平成23年8月20日

(平成23年11月4日掲示済)

**奈良市告示第615号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
イオンスーパーセンター大安寺店薬局	奈良県奈良市南京終町一丁目128-1	平成23年8月21日

(平成23年11月4日掲示済)

**奈良市告示第616号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松山 健		柔道整復	平成23年9月30日
昭和すこやか鍼灸整骨院（松山健）	奈良県奈良市押熊町547番地の1 忍熊ビル2階		

(平成23年11月4日掲示済)

**奈良市告示第617号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川 元 庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	長尾 真希	右京まさき鍼灸整骨院（長尾 真希）	奈良県奈良市右京三丁目22-2	平成23年10月3日
新	長尾 真希	右京まさき鍼灸整骨院（長尾 真希）	奈良県奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2F	

(平成23年11月4日掲示済)

**奈良市告示第618号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
白石 修平		柔道整復	平成23年10月3日
右京まさき鍼灸整骨院（白石 修平）	奈良県奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2F		
豊田 優		柔道整復	平成23年10月3日
右京まさき鍼灸整骨院（豊田 優）	奈良県奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2F		

(平成23年11月4日掲示済)

**奈良市告示第619号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川 元 庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	竹原 幸二	西大寺鍼灸整骨院（竹	奈良県奈良市西大寺新町一	平成22年

		原 幸二)	丁目1-1河 辺ビル103号	5月31日
新	竹原 幸二	西大寺鍼灸 整骨院(竹 原 幸二)	奈良県奈良市 西大寺小坊町 9-3-1 F	

(平成23年11月4日揭示済)

奈良市告示第620号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月4日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の 種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
谷本 幸美		あんま	平成23年 10月20日
祥あんマッサー ジセンター(谷 本 幸美)	奈良県奈良市西 大寺東町一丁目 6-26		

(平成23年11月4日揭示済)

奈良市告示第621号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年11月7日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成23年11月7日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成23年11月7日揭示済)

奈良市告示第622号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年11月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日  
平成23年11月8日
- 3 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成23年11月8日揭示済)

奈良市告示第623号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月9日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の 種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
宮澤 弥生		あんま	平成23年 11月2日
祥あんマッサー ジセンター(宮 澤 弥生)	奈良県奈良市西 大寺東町一丁目 6-26		

(平成23年11月9日揭示済)

奈良市告示第624号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第1項の規定により認定した総合的設計による同一敷地内建築物に係る一団地の区域を同条第8項の規定により公告し、関係図書を一般の縦覧に供します。

平成23年11月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 一団地の区域の地名地番  
奈良市鶴舞西町3142-55
- 2 認定年月日及び認定番号  
(1) 認定年月日 平成23年11月9日  
(2) 認 定 番 号 奈良市指令整建第71号
- 3 関係図書の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市 都市整備部  
まちづくり指導室 建築指導課

(平成23年11月9日揭示済)

奈良市告示第625号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成23年11月9日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
-------	---------	----------	------	-------

久貝 充生	くがい整形外科	奈良市あやめ池北一丁目 32番21-A203号	整形外科 (肢体不自由)	平成23年10月28日
-------	---------	----------------------------	-----------------	-------------

(平成23年11月9日揭示済)

**奈良市告示第626号**

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき平成23年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成23年11月10日

奈良市長 仲川 元庸

有功表彰の部（19名、内1名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
谷口 章	菅原町	条例第3条第1項第5号
小林 弘文	右京四丁目	条例第3条第1項第5号
森本 鈴子	西大寺南町	条例第3条第1項第5号
菊本 將克	大森町	条例第3条第1項第6号
米澤 良師	八条町	条例第3条第1項第6号
藤田 裕康	六条西四丁目	条例第3条第1項第6号
西田 史都子	杉ヶ町	条例第3条第1項第6号
艸 香和子	大宮町四丁目	条例第3条第1項第6号
楠本 八重子	三条大宮町	条例第3条第1項第6号
福井 清高	法蓮町	条例第3条第1項第6号
村田 武子	西大寺新町一丁目	条例第3条第1項第6号
筒江 之子	鳥見町三丁目	条例第3条第1項第6号
谷口 澤子	右京五丁目	条例第3条第1項第6号
高橋 敏朗	富雄北三丁目	条例第3条第1項第6号
植原 満晴	青野町	条例第3条第1項第6号
塚本 憲作	法華寺町	条例第3条第1項第6号
黒 吉延	法蓮町	条例第3条第1項第6号
勝間 正樹	肘塚町	条例第3条第1項第6号

功劳表彰の部（167名、内16名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
重松 敬一	東紀寺町一丁目	条例第4条第1項第1号
尼崎 清次	西大寺東町一丁目	条例第4条第1項第1号

中 矢 好 實	大森町	条例第4条第1項第1号
向 田 正 信	天理市	条例第4条第1項第1号
津 川 由紀子	朱雀五丁目	条例第4条第1項第1号
亀 田 幸 子	佐紀町	条例第4条第1項第1号
岡 嶋 隆 義	西ノ京町	条例第4条第1項第1号
大 原 孝 子	百楽園二丁目	条例第4条第1項第1号
増 田 勝 男	柳生町	条例第4条第1項第1号
松 田 徹 也	漢国町	条例第4条第1項第1号
高 見 勝 治	中辻町	条例第4条第1項第1号
新 田 祐 三	東紀寺町二丁目	条例第4条第1項第3号
川 畑 了 一	青山一丁目	条例第4条第1項第3号
山 岡 義 一	船橋町	条例第4条第1項第3号
長 岡 忠 保	肘塚町	条例第4条第1項第3号
小 橋 秋 光	大森町	条例第4条第1項第3号
門 口 信 雄	南京終町三丁目	条例第4条第1項第3号
山 本 精 治	池之町	条例第4条第1項第3号
山 田 薫	角振町	条例第4条第1項第3号
上 村 昇	芝辻町四丁目	条例第4条第1項第3号
中 尾 昇	古市町	条例第4条第1項第3号
南 浦 實	古市町	条例第4条第1項第3号
南 本 敬 二	南永井町	条例第4条第1項第3号
水 田 寿 久	西大寺本町	条例第4条第1項第3号
入 江 文 江	高畑町	条例第4条第1項第4号
竹 安 博 三	紀寺町	条例第4条第1項第4号
増 田 俊 子	高畑町	条例第4条第1項第4号
勝 矢 陽 子	川上町	条例第4条第1項第4号
上 司 永 照	雑司町	条例第4条第1項第4号

梶田歌子	西木辻町	条例第4条第1項第4号	阪本收	山陵町	条例第4条第1項第4号
中辻良子	南京終町一丁目	条例第4条第1項第4号	富本安雄	山陵町	条例第4条第1項第4号
森田和子	西新屋町	条例第4条第1項第4号	溝邊好宣	敷島町二丁目	条例第4条第1項第4号
石井和代	南京終町	条例第4条第1項第4号	岡本恵美子	西大寺芝町一丁目	条例第4条第1項第4号
岡本吉永	南京終町七丁目	条例第4条第1項第4号	中島百合子	西大寺小坊町	条例第4条第1項第4号
杉原久美子	南京終町	条例第4条第1項第4号	西田清吉	西大寺新田町	条例第4条第1項第4号
西岡かず子	南京終町五丁目	条例第4条第1項第4号	橋本利子	西大寺小坊町	条例第4条第1項第4号
福岡京子	法蓮町	条例第4条第1項第4号	藤村陽子	西大寺新田町	条例第4条第1項第4号
森村弘江	大宮町一丁目	条例第4条第1項第4号	真鍋清美	西大寺芝町二丁目	条例第4条第1項第4号
森山昇	大宮町三丁目	条例第4条第1項第4号	森田春海	五条畑一丁目	条例第4条第1項第4号
慶田あをい	佐紀町	条例第4条第1項第4号	森田仁司	学園南二丁目	条例第4条第1項第4号
本田愛子	法華寺町	条例第4条第1項第4号	楠田久美	富雄北一丁目	条例第4条第1項第4号
涌田雅子	芝辻町二丁目	条例第4条第1項第4号	高橋恵子	富雄北三丁目	条例第4条第1項第4号
中西定雄	六条西四丁目	条例第4条第1項第4号	中島節子	富雄川西一丁目	条例第4条第1項第4号
佐野カズ子	大安寺五丁目	条例第4条第1項第4号	西村武	富雄北三丁目	条例第4条第1項第4号
前本義一	八条一丁目	条例第4条第1項第4号	松村雅代	学園大和町六丁目	条例第4条第1項第4号
勝島啓司	大森西町	条例第4条第1項第4号	松山基則	三松三丁目	条例第4条第1項第4号
瀬野基之	大安寺西一丁目	条例第4条第1項第4号	吉川正美	富雄元町一丁目	条例第4条第1項第4号
豊住榮信	三条川西町	条例第4条第1項第4号	松井宏彰	藤ノ木台二丁目	条例第4条第1項第4号
紀平寛治	古市町	条例第4条第1項第4号	三谷禎弘	藤ノ木台四丁目	条例第4条第1項第4号
中尾エツ子	古市町	条例第4条第1項第4号	安村美江	菅野台	条例第4条第1項第4号
中川多香子	古市町	条例第4条第1項第4号	榎本純子	鳥見町三丁目	条例第4条第1項第4号
宮本安正	古市町	条例第4条第1項第4号	宮本宏子	鳥見町二丁目	条例第4条第1項第4号
坂本紀美子	北永井町	条例第4条第1項第4号	津上泰城	学園北一丁目	条例第4条第1項第4号
三木敬子	南永井町	条例第4条第1項第4号	森山節子	鶴舞西町	条例第4条第1項第4号
宮川敏	神殿町	条例第4条第1項第4号	氏家敬子	中山町西四丁目	条例第4条第1項第4号
大西トモ子	今市町	条例第4条第1項第4号	平尾定代	朝日町一丁目	条例第4条第1項第4号
鈴木裕子	中畑町	条例第4条第1項第4号	大道久美子	東登美ヶ丘一丁目	条例第4条第1項第4号
橋本眞智子	菩提山町	条例第4条第1項第4号	高嶋貞夫	北登美ヶ丘五丁目	条例第4条第1項第4号

奥田 雅代	西狭川町	条例第4条第1項第4号	墳本 敏彦	三条本町	条例第4条第1項第4号
田村 富美子	右京二丁目	条例第4条第1項第4号	面脇 英樹	藤ノ木台三丁目	条例第4条第1項第4号
三國 良子	右京五丁目	条例第4条第1項第4号	藤田 美恵	西包永町	条例第4条第1項第4号
安達 行雄	左京二丁目	条例第4条第1項第4号	本多 アサエ	六条西一丁目	条例第4条第1項第4号
北村 栄一	三松ヶ丘	条例第4条第1項第4号	前田 知行	朱雀四丁目	条例第4条第1項第4号
小西 英玄	角振町	条例第4条第1項第4号	松倉 光晴	川之上突抜町	条例第4条第1項第4号
坂下 美恵子	虚空蔵町	条例第4条第1項第4号	松本 元嗣	大和田町	条例第4条第1項第4号
澤井 勝	京都市左京区	条例第4条第1項第4号	森田 隆一	宝来三丁目	条例第4条第1項第4号
中井 正子	菖蒲池町	条例第4条第1項第4号	矢追 明昌	大倭町	条例第4条第1項第4号
屋敷 芳子	出屋敷町	条例第4条第1項第4号	和田 隆昭	学園南一丁目	条例第4条第1項第4号
井谷 均	疋田町五丁目	条例第4条第1項第4号	朝廣 佳子	鹿野園町	条例第4条第1項第4号
岩井 浅二	大宮町四丁目	条例第4条第1項第4号	窪田 敏行	生駒市	条例第4条第1項第4号
柏井 浩三	登美ヶ丘五丁目	条例第4条第1項第4号	岡田 伸子	古市町	条例第4条第1項第4号
川本 浩康	今辻子町	条例第4条第1項第4号	森 伸宏	大森町	条例第4条第1項第4号
鶴原 敬三	学園北二丁目	条例第4条第1項第4号	小島 孜	朝日町一丁目	条例第4条第1項第4号
西久保 敏也	荻町	条例第4条第1項第4号	玉置 敦子	帝塚山南四丁目	条例第4条第1項第4号
三木 成仁	北登美ヶ丘一丁目	条例第4条第1項第4号	山中和 代	法蓮町	条例第4条第1項第4号
伊藤 誉晃	五条町	条例第4条第1項第4号	大場 正登	朱雀五丁目	条例第4条第1項第4号
植田 誠	南京終町二丁目	条例第4条第1項第4号	柏井 みづほ	登美ヶ丘一丁目	条例第4条第1項第4号
衛藤 壽昭	学園南一丁目	条例第4条第1項第4号	坂出 政和	大野町	条例第4条第1項第5号
奥田 眞紀子	西登美ヶ丘二丁目	条例第4条第1項第4号	杉本 龍治	大宮町三丁目	条例第4条第1項第5号
片岡 裕	二条町二丁目	条例第4条第1項第4号	東出 佳久	邑地町	条例第4条第1項第5号
片山 美恵子	大和郡山市	条例第4条第1項第4号	池淵 良博	平松一丁目	条例第4条第1項第5号
門野 昭博	右京五丁目	条例第4条第1項第4号	矢追 明昌	大倭町	条例第4条第1項第5号
神谷 久子	百楽園五丁目	条例第4条第1項第4号	塚本 益広	法華寺町	条例第4条第1項第5号
北尾 喜美代	東登美ヶ丘六丁目	条例第4条第1項第4号	秋田 安志	雑司町	条例第4条第1項第5号
楠原 忠夫	三条大路一丁目	条例第4条第1項第4号	辻 和男	白毫寺町	条例第4条第1項第5号
近藤 雄二	中登美ヶ丘一丁目	条例第4条第1項第4号	熊木 宣夫	大安寺四丁目	条例第4条第1項第5号
齋藤 裕司	生駒市	条例第4条第1項第4号	塩谷 直久	朱雀三丁目	条例第4条第1項第6号

安田 純也	あやめ池南二丁目	条例第4条第1項第6号
倉田 修身	三松ヶ丘	条例第4条第1項第6号
東浦 宏守	朱雀五丁目	条例第4条第1項第6号
松岡 輝彦	千代ヶ丘二丁目	条例第4条第1項第6号
小西 英玄	角振町	条例第4条第1項第6号
廣岡 博子	法蓮町	条例第4条第1項第6号

善行表彰の部（4名並びに1団体、内1名氏名等公表辞退）

氏名・団体名	住所	事績
稲置 美彌子	金沢市	条例第5条第1項第1号

寺井 隆	古市町	条例第5条第1項第1号
岩本 潤三	右京四丁目	条例第5条第1項第1号
全国共済農業協同組合連合会奈良県本部	大森町	条例第5条第1項第1号

(平成23年11月10日掲示済)

奈良市告示第627号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成23年11月10日

奈良市長 仲川 元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
浦元 弘樹	うらもとクリニック	奈良市四条大路一丁目3番53号エイジングコート奈良新大宮1階	循環器内科 (心臓機能障害)	平成23年10月28日

(平成23年11月10日掲示済)

奈良市告示第628号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年11月10日

奈良市長 仲川 元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成23年8月2日 奈良市指令都整開 第11A-14号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成23年11月10日 第1279号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市左京三丁目11番18及び11番19
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市朱雀一丁目18番地の15  
中嶋 安彦

(平成23年11月10日掲示済)

奈良市告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月11日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
柴田医院	奈良県奈良市佐保台三丁目902-22	平成23年8月31日
おおもりクリニック	奈良県奈良市六条二丁目18-36	平成23年9月30日
かづきクリニック	奈良県奈良市大宮町五丁目1-10-1	平成23年10月31日
更谷歯科クリニック	奈良県奈良市西大寺芝町二丁目10-17	平成23年9月30日
岡本歯科西大寺診療所	奈良県奈良市西大寺小坊町5-1	平成23年9月22日
アスキーデンタルクリニック	奈良県奈良市芝辻町二丁目10-4	平成23年9月30日

(平成23年11月11日掲示済)

奈良市告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年11月11日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団 おおもりクリニック	奈良県奈良市六条二丁目18番36号	平成23年10月1日
かづきクリニック	奈良県奈良市大宮町五丁目1-10-1	平成23年11月1日

多田皮フ科形成外科	奈良県奈良市あやめ池北一丁目32-21-A101	平成23年11月1日
更谷歯科クリニック	奈良県奈良市西大寺芝町二丁目10-17	平成23年10月1日
医療法人桜奈会 アスキーデンタルクリニック	奈良県奈良市芝辻町二丁目10番4号	平成23年10月1日

(平成23年11月11日揭示済)

奈良市告示第631号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成23年11月12日から本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりです。

平成23年11月11日

奈良市長 仲川元庸

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
日笠町	沓掛町（一部）	沓掛町727の1の一部、727の2の一部、727の3の一部、728の一部、729の1の一部、735の一部及び736

別図1及び別図2省略

(平成23年11月11日揭示済)

奈良市告示第632号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年11月11日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成23年11月11日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成23年11月11日揭示済)

奈良市告示第633号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年11月14日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成23年11月13日
- 移動対象区域  
近鉄富雄駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成23年11月14日揭示済)

奈良市告示第634号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成23年11月14日

奈良市長 仲川元庸

- 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日  
平成23年11月28日
- 処分対象自転車等の移動年月日  
平成23年8月2日、同月5日、同月6日、同月9日、同月11日、同月16日、同月18日から同月19日まで、同月23日、同月25日及び同月29日

(平成23年11月14日揭示済)

奈良市告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年11月14日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成23年8月2日 奈良市指令都整開 第11A-10号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成23年11月14日 第1281号  
公共施設 平成23年11月14日 第570号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市五条西一丁目1202番312
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良県奈良市三条大路一丁目10番50号協栄ビル3F

(株)協栄ホーム 代表取締役 久保西 竜成

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市五条西一丁目1202番312の一部

(2) 下水道

奈良市五条西一丁目1202番312の一部

(平成23年11月14日揭示済)

奈良市告示第636号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成23年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年8月11日 奈良市指令都整開 第11A-13号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成23年11月14日 第1280号

公共施設 平成23年11月14日 第569号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市東九条町650番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市葛本町338番地の6

株式会社エターナル住宅流通

代表取締役 田中 昭治

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市東九条町650番3の一部

(2) 下水道

奈良市東九条町650番3の一部

(平成23年11月14日揭示済)

奈良市告示第637号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

公共下水道築造工事（公6）柴屋町地内ほか16件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

(1) 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年11月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成23年11月15日から平成23年11月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成23年11月21日

(3) 入札書の提出期間

平成23年11月22日から開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書
- エ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (5) 入札者の失格
  - ア 内訳書が添付されていない入札書
  - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
  - ウ 内訳書の日付が開札日でない入札
  - エ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

(6) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(7) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準によります。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に定める契約については、議会の議決を経たときに本契約となります。
- (5) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約室契約課  
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第638号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 3, 2号炉点検整備及び粗大ごみ施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。
- (4) 業務概要 焼却炉施設、粗大ごみ処理施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。  
3, 2号炉（全連続燃焼ストーカ式）処

理能力 120 t / 日

- 1 炉燃焼設備補修 一式
- 2 ガス冷却設備及び空気予熱器補修 一式

粗大ごみ施設（スイングハンマー方式）

処理能力 100 t / 5 h

- 1 受入供給設備 一式
- 2 破碎設備 一式
- 3 破碎機雰囲気調整設備 一式
- 4 搬出設備 一式
- 5 選別設備 一式
- 6 電気計装設備 一式

(5) 予定価格 142,575千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が1000点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物処理施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上、破碎処理能力が100トン / 5 h以上のものに限る。）の点検整備補修に元請業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。  
イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年11月15日から平成23年12月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5

時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成23年12月26日 午前9時30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設(焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上、破碎処理能力が100トン/5h以上のものに限る。)の点検整備補修の元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。(契約書等の写し)

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法

平成23年11月15日から平成23年11月30日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年12月14日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年12月22日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約室契約課

電話 0742-34-4743

(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第639号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 3, 2号炉排ガス施設点検整備補修

(2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」

(3) 業務期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。

(4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。

3, 2号炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能力 120t/日

1 燃焼設備補修 一式

2 ガス冷却設備補修 一式

<p>3 空気予熱設備補修 一式</p> <p>4 減温塔設備補修 一式</p> <p>5 排ガス処理設備補修 一式</p> <p>6 通風設備補修 一式</p> <p>7 電気計装設備補修 一式</p> <p>8 受入供給設備補修 一式 (3号炉のみ)</p> <p>9 熱分解設備補修 一式 (3号炉のみ)</p> <p>(5) 予定価格 93,694千円(消費税及び地方消費税を除く。)</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。</p> <p>(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。</p> <p>(2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設(焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。)の排ガス施設点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。</p> <p>(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。 ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者(指導監督的な実務経験者等)であること。 イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。</p> <p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成23年11月15日から平成23年12月22日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し</p>	<p>又は閲覧とします。)</p> <p>4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成23年12月26日 午前9時45分</p> <p>5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。</p> <p>6 入札参加申請</p> <p>(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 一般競争入札参加申請書 イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設(焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。)の排ガス施設点検整備補修の元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。(契約書等の写し) ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等) オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し</p> <p>(2) 入札参加申請方法 平成23年11月15日から平成23年11月30日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。</p> <p>7 入札参加資格の審査及び決定</p> <p>(1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。</p> <p>(2) 入札参加者の決定通知 平成23年12月14日までに入札参加申請者に通知します。</p> <p>8 郵便入札に関する事項</p> <p>(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留 (2) 入札書の到達期限 平成23年12月22日 (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留 (4) 入札回数 1回 (5) 郵便入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者がした入札 イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札 ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した</p>
--	---

入札

- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ 入札書の日付が開札日でない入札
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法

落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約室契約課  
電話 0742-34-4743

(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第640号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 破砕No.1受入ピットコンベア更新工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。
- (4) 工事概要 No.1受入ピットコンベア補修一式  
試運転調整一式
- (5) 予定価格 45,088千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 38,876千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

(2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物粗大ごみ処理施設(処理能力100トン/5h以上のものに限る。)のコンベア補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者(指導監督的な実務経験者等)であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成23年11月15日から平成23年12月22日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成23年12月26日 午前10時00分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物粗大ごみ処理施設(処理能力100トン/5h以上のものに限る。)のコンベア補修の元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業

体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。(契約書等の写し)

ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し

エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し(健康保険被保険者証等)

オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(2) 入札参加申請方法  
平成23年11月15日から平成23年11月30日まで(奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知  
平成23年12月14日までに入札参加申請者に通知します。

8 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 平成23年12月22日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 入札回数 1回

(5) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ 入札書の日付が開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。

9 落札者の決定方法  
落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約室契約課  
電話 0742-34-4743  
(平成23年11月15日揭示済)

**奈良市告示第641号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 4号機ごみクレーンバケット更新工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成24年3月23日までとする。
- (4) 工事概要 3号機ごみクレーン点検整備一式  
4号機ごみクレーン点検整備一式
- (5) 予定価格 17,113千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 14,587千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設(焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。)のクレーン点検整備に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。
- (3) 当該工事に入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある機械器具設置工事若しくは清掃施設工事の監理技術者又は主任技術者を1名以上配置できること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
平成23年11月15日から平成23年12月22日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）
- 4 開札の場所及び日時  
奈良市役所 入札室  
平成23年12月26日 午前10時15分
- 5 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 6 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
- ア 一般競争入札参加申請書
- イ 国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）のクレーン点検整備補修の元請負業者としての施工実績が確認できる書類。共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。（契約書等の写し）
- ウ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し又は経歴書（任意様式）
- エ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）
- オ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (2) 入札参加申請方法  
平成23年11月15日から平成23年11月30日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部契約室契約課に(1)の書類を持参してください。
- 7 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
- (2) 入札参加者の決定通知

- 平成23年12月14日までに入札参加申請者に通知します。
- 8 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留
- (2) 入札書の到達期限 平成23年12月22日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 入札回数 1回
- (5) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接契約課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ 入札書の日付が開札日でない入札
- コ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- (6) その他の詳細は、奈良市建設工事等郵便入札実施要領によります。
- 9 落札者の決定方法  
落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者とする。
- 10 その他
- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとする。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (4) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部契約室契約課  
電話 0742-34-4743  
(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第642号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第1号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第643号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	生きがい情報総合ネットワーク整備業務
業務内容	1. サイトの構築 ① 各種団体のホームページの作成援助 ② 各種団体のカテゴリ別のリンク集の作成 ③ イベントカレンダーの作成 ④ 各種団体の所在地・催し場所地図ページの作成 ⑤ 新着情報（更新情報）ページの作成 ⑥ アクセスランキングページの作成 2. 更新情報提供システムの作成 3. 導入設定に係る各種説明会の開催 4. その他、サイトの構築及び運用に関わる業務等
履行期限	契約の日から平成24年3月15日まで
契約方法	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 平成23年度において、奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であり、第1希望の入札参加種目が「S1—ソフト・システム関係・インターネット等」であること。
- (2) 本市に本店または支店を有する業者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) I SMS 認証を受けている、またはプライバシーマークを取得していること。
- (7) 情報工学部門の技術士が在籍していること。

3 実施要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
平成23年11月21日（月）から平成23年11月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所

奈良市市民活動部文化振興課  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟4階

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時  
平成23年11月21日（月）から平成23年11月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）  
送付の場合は、平成23年11月29日（火）必着

- (2) 申請方法  
直接持参又は送付
- (3) 提出場所  
奈良市市民活動部文化振興課  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟4階

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時  
平成23年12月12日（月） 午後1時30分から
- (2) 開札の日時  
入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所  
奈良市役所 入札室

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札の方法は、持参入札とします。
- (2) 入札時間に遅れた者は、入札に参加できません。
- (3) 入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとします。
- (4) 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出してください。
- (5) 入札者の不正行為、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取りやめます。また、入札執行中においても落札決定

を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合があります。

- (6) 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (7) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。
- (8) 再度入札を2回行います。
- (9) 入札者が1人であるときは、その入札は成立しないものとします。

9 その他

- (1) その他の詳細は、実施要項によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市市民活動部文化振興課  
電話 0742-34-4942  
FAX 0742-34-4728  
Mail bunkashinko@city.nara.lg.jp  
(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	オールウェイズ奈良	奈良県奈良市佐保台西町65-2 レジデンス平城山103号	有限会社オールウェイズ	平成23年4月10日
新	オールウェイズ奈良	奈良県奈良市佐保台西町72 ウィングプラザ203号	有限会社オールウェイズ	
旧	株式会社おたすけマン	奈良県奈良市東九条町640-1	株式会社おたすけマン	平成23年8月16日
新	株式会社おたすけマン	奈良県奈良市神殿町166-1 エスポワール・イヨ101号室	株式会社おたすけマン	

(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
	開設者			
	名称	主たる事務所の所在地		
	エリシオン登美ヶ丘	奈良県奈良市松陽台二丁目3-33	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成23年10月31日
	エリシオン登美ヶ丘	奈良県奈良市松陽台二丁目3-33		

(平成23年11月15日揭示済)

奈良市告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
	名称	所在地		
	開設者			
	名称	主たる事務所の所在地		

あすならホーム富雄	奈良県奈良市鳥見町三丁目11-1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成23年11月1日 平成23年11月1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町青木160-7		
エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-6	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成23年11月1日
エリシオン学園前	奈良県奈良市中登美ヶ丘一丁目1994-6		
医療法人社団 おおもりクリニック	奈良県奈良市六条二丁目18-36	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成23年10月1日 平成23年10月1日
大森 正晴	奈良県奈良市六条二丁目18-36	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成23年10月1日 平成23年10月1日
デイサービスセンター太陽	奈良県奈良市高天市町22-1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年9月1日 平成23年9月1日
株式会社エース	奈良県奈良市高天市町22-1		
ポシブル高の原ライト	奈良県奈良市押熊町1278-1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成23年11月1日 平成23年11月1日
ポシブル株式会社	奈良県奈良市押熊町1278-1		

(平成23年11月15日揭示済)

**奈良市告示第647号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年11月15日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成23年11月15日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成23年11月15日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第21号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成23年11月1日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 石原 俊彦

同 大坪 宏通  
同 井上 昌弘

人権政策課（旧人権施策課分）

監査結果公表日 平成22年12月27日（奈良市監査委員告示第25号）

措置結果通知日 平成23年10月11日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 回収管理組合返戻金（住宅新築資金等貸付金）の滞納繰越分の収入未済額について、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に、一層の徴収強化を要望されたい。	(1) 平成23年2月9日付け奈良市長名で、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に対して、より一層の当該債権回収の強化に向けた取組の要望書を提出しました。

人権政策課（旧人権啓発課分）

監査結果公表日 平成21年12月28日（奈良市監査委員告示第27号）

措置結果通知日 平成23年10月11日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 人権文化センターの備品保管票を基に備品管理の状態を確認したところ、購入から相当期間が経過しているもののうち、使用不能等で物品返納手続きが必要であるものが見	(2) 指摘のあった備品管理について、平成22年1月のセンター長会議において、使用不能等の備品についての物品返納処理を実施し、備品保管票を基に適切な備品管理を行う

受けられた。  
すべての人権文化センターに対し、奈良市会計規則第52条に則って適切に備品管理を行うよう指導されたい。

よう、課長からすべての人権文化センターに対し指導を行った。

(平成23年11月1日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局告示第38号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道メータの計量業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成23年11月1日

奈良市水道事業管理者  
福 村 圭 司

水道メータの計量業務を委託する者

奈良市法華寺町1080番地

株式会社 ハウスサービス大和

代表取締役 岡本 義一

(委託期間) 平成23年11月1日～平成23年12月31日

(委託区域) 奈良市内全域（月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町及び都祁馬場町を除く。）

(平成23年11月1日揭示済)

### 奈良市水道局告示第39号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成23年11月1日

奈良市水道事業管理者  
福 村 圭 司

#### 1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市芝辻町三丁目地内ほか2件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

#### 3 設計図書等を示す日時及び場所

##### (1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

##### (2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

#### 4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

#### 5 開札の日時

別表のとおり

#### 6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

#### 7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年11月7日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに、奈良市水道局電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

#### 8 電子入札に関する事項

##### (1) 電子入札の参加資格確認通知日

平成23年11月8日

##### (2) 入札書の提出期間

平成23年11月9日から開札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (3) 電子入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 他人のICカードを使用した入札

ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書

エ その他奈良市水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

- (4) 内訳書の提出を求めている場合における失格
  - ア 内訳書が添付されていない入札書
  - イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
  - ウ 内訳書の日付が開札日でない入札
  - エ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
  - オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入札

(5) 入札参加資格の審査機関  
 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市水道局電子入札運用基準によります。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとしします。
- (3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1  
 奈良市水道局業務部経理課入札係  
 電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成23年11月1日揭示済)

**奈良市水道局告示第40号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年11月15日

奈良市水道事業管理者  
 福村圭司

1 入札に付する事項

舗装、奈良市藤ノ木台一丁目地内他1箇所ほか2件(工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局業務部経理課(設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成23年11月18日まで(奈良市の休日定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までに、奈良市水道局電子入札システムで入札参加申請を行ってください。

8 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の参加資格確認通知日

平成23年11月21日

(2) 入札書の提出期間

平成23年11月22日から開札日前日まで(奈良市の休日定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のICカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書
- エ その他奈良市水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

(4) 内訳書の提出を求めている場合における失格

- ア 内訳書が添付されていない入札書
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が開札日でない入札
- エ 内訳書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- オ 内訳書のファイルが破損し、又は読み込めない入

札

(5) 入札参加資格の審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市水道局電子入札運用基準によります。

9 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとします。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200 (内線) 223

別表省略

(平成23年11月15日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第22号

平成23年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成23年11月7日

奈良市教育委員会

委員長 小谷 勝彦

1 日 時

平成23年11月10日(木)

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟 6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成23年度12月補正予算要求について

(2) 平成23年度「なら教育の日」記念集会について

(3) 平成24年(平成23年度)奈良市成人式について

(4) 平成23年度 優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について

議 事

議案第38号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [西部公民館学園大和分館]

議案第39号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [南部公民館精華分館]

議案第40号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [南部公民館東九条分館]

議案第41号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [南部公民館明治分館]

議案第42号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [三笠公民館大安寺西分館]

議案第43号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [田原公民館横田分館]

議案第44号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [田原公民館水間分館]

議案第45号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [田原公民館杉ノ川分館]

議案第46号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [富雄公民館元町分館]

議案第47号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [柳生公民館興ヶ原分館]

議案第48号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [柳生公民館邑地分館]

議案第49号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [柳生公民館丹生分館]

議案第50号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [柳生公民館北野山分館]

議案第51号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [若草公民館佐保分館]

議案第52号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [興東公民館東里分館]

議案第53号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [興東公民館狭川分館]

議案第54号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [興東公民館大平尾分館]

議案第55号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [春日公民館西木辻分館]

議案第56号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [春日公民館大安寺分館]

議案第57号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [春日公民館済美南分館]

議案第58号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [二名公民館二名分館]

議案第59号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [二名公民館西登美ヶ丘分館]

議案第60号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [京西公民館平松分館]

議案第61号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [伏見公民館あやめ池分館]

議案第62号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [平城公民館歌姫分館]

議案第63号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [飛鳥公民館白毫寺分館]

議案第64号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [都跡公民館佐紀分館]

議案第65号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [都跡公民館尼辻分館]

議案第66号 平成23年度コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)準備委員会委員の委嘱及び任命について

議案第67号 奈良市教科用図書選定委員会規則の一部  
改正について

議案第68号 奈良市教職員研修運営協議会の設置につ  
いて

議案第69号 平成23年度奈良市教職員研修運営協議会  
委員の委嘱及び任命について

議案第70号 奈良市教育相談運営協議会の設置につ  
いて

議案第71号 平成23年度奈良市教育相談運営協議会委  
員の委嘱及び任命について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業につ  
いて 10月～11月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分ま  
です。定員は5名で、定員になり次第、締切させていただきます。

(平成23年11月7日揭示済)

### 選挙管理委員会

#### 奈良市選挙管理委員会告示第59号

平成23年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏  
名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年12月3  
日から平成23年12月7日までの間、毎日午前8時30分から  
午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年11月1日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟3階  
選挙管理委員会事務局内

(平成23年11月1日揭示済)

#### 奈良市選挙管理委員会告示第60号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官  
の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成23  
年12月3日から平成23年12月7日までの間、毎日午前8時  
30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成23年11月1日

奈良市選挙管理委員会  
委員長 河村 武

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟3階  
選挙管理委員会事務局内

(平成23年11月1日揭示済)

### 農業委員会

#### 奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成23年11月農地部会の会議を次のと  
おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭  
和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定  
により告示します。

平成23年11月7日

奈良市農業委員会  
農地部会長 吉村元志

- 1 日時  
平成23年11月14日（月） 午後1時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及  
び第5条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明  
について
  - (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認  
について
  - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理につ  
いて
  - (5) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定に  
よる生産緑地の取得のあっせんについて
  - (6) 知事許可について（10月許可分）
  - (7) 非農地証明について（10月分）

(平成23年11月7日揭示済)

#### 奈良市農業委員会告示第21号

奈良市農業委員会平成23年11月農政部会の会議を次のと  
おり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭  
和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定  
により告示します。

平成23年11月11日

奈良市農業委員会  
農政部会長 大西 衛

- 1 日時  
平成23年11月18日（金） 午前9時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 案件
 

議題	(1) 農業相談会の実施について
	(2) なら農業委員会だより第53号の編集につ いて
報告	(1) 農業経営に関するアンケートの実施につ いて
	(2) 農地利用状況調査について

(平成23年11月11日揭示済)